

## 愛知県重症外傷センター設置要綱（案）

## （目的）

第1条 愛知県重症外傷センターを整備し、救命救急センターの更なる機能強化、質の向上を目的とする。

## （愛知県重症外傷センターの指定）

第2条 愛知県重症外傷センターは知事が指定する。

- 2 指定の有効期間は、3年とする。ただし、年度途中で指定した場合は、指定した当該年度及びその後2年間を有効期間とする。
- 3 指定にあたっては、愛知県医療審議会5事業等推進部会及び愛知県救急医療協議会の意見を聴くものとする。

## （愛知県重症外傷センターの指定基準）

第3条 愛知県重症外傷センターは、別表1の機能基準を満たす救命救急センターの中から指定する。

## （愛知県重症外傷センターの運営）

第4条 愛知県重症外傷センターは、常に、前条に定める体制を備え、重症外傷患者の受入れを行うものとする。

## （愛知県重症外傷センターの指定の更新）

- 第5条 第2条第1項の指定は、同条第2項に定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 第3条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

## （雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、愛知県重症外傷センターに関して必要な事項は、別に定める。

## （附 則）

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。

## 愛知県重症外傷センターの機能基準

## 1 医療体制

- (1) 外傷初期診療を指揮する医師は J A T E C コースを受講していること。
- (2) 日本外傷学会が認定する外傷専門医が 1 名以上常勤として勤務していること。  
ただし、外傷専門医に準ずる知識と技術を有する常勤医師がおり、5 年以内に日本外傷学会が認定する外傷専門医資格を取得することが見込まれる場合も可とする。
- (3) 外傷診療及び手術に対応可能な医師が、24 時間体制で院内に常駐し、緊急コールから 5 分以内に初療室に参集できること。
- (4) トラウマコード等を設置して、脳神経外科医、整形外科医、心臓血管外科医、麻酔科医、放射線科医、( I V R 可能医) 産婦人科医が必要な場合、常駐又はオンコール体制により 30 分以内に初療室に参集でき、決断から 30 分以内に緊急手術や動脈塞栓術を開始できる体制があること。
- (5) 日本外傷データベースの施設会員であり、A I S 3 以上の症例を年間 100 例以上、3 年以上継続して登録していること。
- (6) I S S 16 以上の症例を 3 年間平均で 50 例以上診療していること。
- (7) 消防からの要請に応じて、医師を現場に派遣する体制が確保されていること。
- (8) J P T E C、J A T E C、P T L S など外傷診療に関わる医療従事者に対する外傷診療教育及び地域の医療機関に向けた症例検討会を継続的に実施していること。
- (9) 救急隊に対するオンラインメディカルコントロールが 24 時間体制で対応可能なこと。
- (10) J E T E C、A T O M、A S S E T、D S T C、S S T T のいずれかの外傷根治的治療のためのコースを受講した医師が配置されていること。
- (11) J N T E C、もしくは P T L S を受講した看護師が配置されていること。

## 2 病床確保

重症外傷受け入れのための救急専用病床及び集中治療室を有しており、常時、重症外傷入院患者を受け入れるための空床が確保されていること。

## 3 検査・処置

- (1) 24 時間 365 日、重症外傷受け入れ患者に対する緊急時の諸検査 ( C T ・ M R I を含む。) についての対応が可能なこと。
- (2) M T P (大量輸血プロトコル) 発動の基準を有していること。

## 4 手術・TAE

24 時間 365 日、重症外傷受け入れ患者に対する全身麻酔下における緊急手術及び動脈塞栓術 ( T A E ) についての対応が可能なこと。

## 5 診療のバックアップ

必要に応じて、他の救急医療機関で初期治療を行った重症外傷患者の受け入れが可能なこと。

## 6 事後の検証について

受入患者の症例を検証する体制が整っていること。